

平成 30 年度 第 2 回大和高田市国民健康保険運営協議会会議録

開催日 平成 31 年 2 月 14 日 (木) 午後 1 時 30 分～
場 所 大和高田市中央公民館 2 階 第 4 講座室

- 出席委員 公益代表 原 委員・坂口委員・三室委員
被保険者代表 杉田委員・原田委員・松原委員・福島委員
保険医、保険薬剤師代表 中谷委員・前之園委員・赤井委員・森井委員
被用者保険等保険者代表 細谷委員
- 欠席委員 吉田委員・北澤委員
- 事務局側 佐藤保健部部长・安川保険医療課課長・永原収納対策室課長
田中保険医療課課長補佐・森保険医療課主事
- 傍 聴 人 0 名
- 付議案 1. 平成 31 年度国民健康保険事業特別会計予算案について
2. 国民健康保険税条例の一部改正について
3. その他

(事務局)

大変長らくお待たせいたしました。

只今から、平成 30 年度第 2 回大和高田市国民健康保険運営協議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、お越しいただきまして、誠にありがとうございます。本日は進行役といたしまして、事務局 保険医療課 田中が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。まず、本協議会の開催にあたりまして、出席委員さんが過半数を超えておりますので、大和高田市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定による定足数を満たし、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

なお、「公益代表の吉田委員さん・被用者保険等保険者代表の北澤委員さんにつきましては、「所用のため欠席」とのご連絡をいただいております。

また、本協議会の開催にあたり、「大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、本市インターネット・ホームページにおいて、本協議会の一般傍聴市民を募集いたしました。その結果、傍聴希望者は、おられなかったことを併わせてご報告いたします。最初に保健部長 佐藤からご挨拶を申し上げます。

(佐藤部長)

本日は大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。平成 30 年度第 2 回大和高田市国民健康保険運営協議会ということでございますけれども、先日私もインフルエンザにかかりまして、1 週間ずっと健康保険を使わせていただきました。健康を害した時に初めて国保でありますとか、健康保険の大事さを痛感する次第でございます。

ます。本市の国保の運営が本当に健全に機能しておりますのは、この運営協議会の皆様方の日頃のご支援と市民の方のご協力、ご理解の賜とっております。今年度は国保の県単位化ということで大きな問題をかかえましたけれども、そちらの方もスムーズに特に問題もなく、進んでいるかなというふうに思っております。今後も国保においては様々な問題が押し寄せてくる予定にはなっておりますけれども、皆様方にはぜひ今後とも、ご支援、ご協力の方をお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、原会長、議事進行よろしくお願いたします。

(会長)

それでは、第1号議案といたしまして、平成31年度大和高田市国民健康保険事業特別計予算案につきまして、市長より諮問を受けておりますので、ご審議の程よろしくお願いたします。それでは事務局より説明願います。

(事務局)

はい、会長。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私保険医療課長の安川と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。私の方からは平成31年度の予算の概要と新規事業につきまして簡単ではございますが、ご説明の方をさせていただきます。別紙1平成31年度国保事業費納付金及び標準保険料(税)率の算定という資料をご覧ください。今年度から国保の県単位化がスタートし、奈良県が県内の国保を運営することとなりました。予算におきましても、国保の県単位化により、奈良県が県全体の医療費を推定し、公費等を差引き、残りを県内39市町村で納付金として分かち合うことになりました。その納付金額といたしまして、本市が負担すべき金額は今ご覧になっている別紙1のA案とB案がございまして、本市につきましては、今年度と同様、B案の14億7123万円あまりを県の方に納付するという形になっております。この部分は今年度よりも約9300万円減少した結果、予算額においても昨年比では大きく減少した要因となっております。これは1人当たりの納付金の単価が毎年上がっておりますが、年々国保の被保険者数が減っていることにより、減少したものであると分析しております。なお、予算の詳細につきましては、この後担当の方からご説明させていただきます。

次に新規事業といたしまして、保健事業費における特定健診についてご説明させていただきます。別紙2平成31年度国民健康保険事業における新規事業(案)という資料をご覧くださいでしょうか。昨年の夏の運営協議会の方でもご報告させていただきましたが、県内12市におきまして、平成29年度特定健診の受診率というのが、12市の中でも最下位という結果になりました。今年度につきましても、前年度並の受診率で推移しており、伸び悩んでいるというのが現状でございます。今年度までは、1人あたり1000円の自己負担金をいただいて、特定健診の受診をしていただいていたのですが、平成31年度につきましては、その自己負担金をゼロ円にして受診率の向上に取り組んで参りたいというふうを考えております。事務局だけでは、なかなか受診率向上というのは難しいと思っておりますので、

今お越し頂いております大和高田市医師会をはじめ各方面の関係機関にご協力をいただきながら、受診率向上に努めていきたいと考えておりますので、また皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。また特定健診を魅力のあるものとするために、集団健診の内容の充実も図らせていただいております。別紙2の②をご覧ください。今まで特定健診とがん検診をセットにした試みを実施しておりまして、大変好評をいただいております。今回新たに平成31年度からは6月に2回、秋に1回の計3回を増やし、計11回のがん健診とのセットの特定健診を実施する予定にしております。また、12月、1月など寒くなってくる時期については、例年受診率が落ちてくる関係から以前までは大腸がん健診とセット化していたのですが、肺がん健診もセットにすることとし、受診率向上に取り組んでいきたいと考えております。最後の項目といたしまして、今まで高額療養費の支給申請につきましては、被保険者の申請により給付をさせていただいておりますが、今年度より県単位化となり市民サービスといたしまして、今年度より勸奨通知事業を実施して、申請漏れがないよう被保険者へのサービス向上を図っております。以上ご説明させていただきました事業に関しましては、これまでの国民健康保険特別会計で持っている黒字部分を活用させていただきまして、被保険者の方に還元できるような形で予算計上させていただきまして、平成31年度から新たな事業展開をしていきたいと考えております。以上私の方からは簡単ではございますが、平成31年度の新規事業のご説明をさせていただきました。

(会長)

続きまして、事務局より説明願います。

(事務局)

はい、会長。それでは、議第1号「平成31年度 国民健康保険事業特別会計予算案」についてご説明を申し上げます。予算資料の1ページをご覧ください。予算費目の款ごとに歳入、歳出について「平成31年度当初予算案」、「平成30年度当初予算」及び前年度予算との比較について記載をしております。総額として74億9380万円となっており、前年度と比較いたしまして△8500万円、率にして約1.1%の減となっております。

「歳入」から主な予算のご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。第1款 第1項 国民健康保険税であります。一般被保険者、退職被保険者を合計いたしまして、13億1012万6千円を計上しており、前年度と比較いたしますと、6203万円、約4.5%の減となっております。この要因といたしましては、人口の減少や後期高齢者医療制度への移行に伴う、被保険者数の減少によるものであります。参考といたしまして、2月1日現在の大和高田市の人口は6万5148人、前年同時期と比較いたしまして△657人、国保の被保険者数はで一般・退職を合わせまして、1万6243人、前年同時期と比較いたしまして△674人、率にして△4%の減少となっております。

平成30年度より国保の県単位化がスタートし、平成36年度の統一保険料水準を目指して、市町村ごとに県と協議のうえ、「保険料方針」を策定し、本市におきましては、平成30年度から平成32年度の3年間は「据え置き」ということで、奈良県と策定しましたので、平成32年度まで保険税の引き上げを行う予定はございません。また、賦課限度額につきま

しては、第1回運営協議会にてご審議いただきました現行の89万円から93万円に引き上げを行います。

3ページをご覧ください。第6款 県支出金第3項第1目保険給付費等交付金につきましては、歳出にて計上しております保険給付費に充てるため県から交付されるものでございます。被保険者数の減少により保険給付費が減額となったことに伴い、923万7千円減額となっております。4ページをご覧ください。第9款 繰入金第1項第1目第1節保険基盤安定繰入金につきましては、5億50万4千円を予算計上しておりますが、国より約8000万円、県より約2億9540万円、合わせまして約3億7540万円交付される予定であり、残りの約1億2510万4千円の一般会計分と合算した額が繰入金となります。前年度と比較いたしまして、1904万2千円の減額となっておりますのは、対象となる被保険者数の減少に伴うものであります。

続きまして、6ページからの主な歳出についてご説明を申し上げます。第1款総務費第1項総務管理費でございますが、国保業務に伴うシステム改修経費の計上に伴い前年度と比較いたしまして、916万1千円の増額となっております。こちらの改修経費につきましては、全額、国より補助金として交付される予定であります。次に7ページの第1款総務費第2項徴税費でございますが、626万6千円の増額となっております。こちらは、主に県単位化の一環として、口座振替の新規受付をキャッシュカードにより行うサービスを導入するための費用であります。従来の印鑑でのお手続きに代わりスムーズに口座申込み手続きをしていただくことが可能となります。導入費用やランニング経費につきましては、国や国保連合会より全額補助金として交付される予定であります。次に8ページから10ページの第2款保険給付費であります。こちらの費用につきましては、支出額に応じて主に県より交付されることとなっております。第1項療養諸費につきましては、被保険者数の減少に伴う医療費の減、また第2項高額療養費につきましては、高額療養費勸奨通知の実施、医療技術の高度化、被保険者の高齢化に伴い増額となっております。10ページの第3款国民健康保険事業費納付金であります。大和高田市が奈良県へ納付金として、納める額を医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に分類し、合計で17億1824万9千円の予算計上となっております。次に11ページをご覧ください。第8款保険事業費第1項特定健康診査等事業費であります。前年度と比較いたしまして、754万5千円の増加となっております。こちらにつきましては、平成31年度から特定健康診査の受診時における自己負担額を現在の千円からゼロ円に変更をさせていただくことによる増額であります。

特定健康診査事業につきましては、平成20年度より国保加入者の健康保持・生活習慣病の予防を目的といたしまして、医療機関の先生方のご協力を得ながら実施をしてまいりました。しかしながら、まだまだ受診されていない方が多いのが現状でございます。より多くの方に特定健康診査を受診していただき、疾病の早期発見・早期治療に繋げていくことを目的としております。財源といたしまして、財政調整基金を活用いたします。

今後も健康増進課と連携しながら被保険者の健康保持に努めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。次に、第2項第1目第12節 役務費、第13節 委託料につ

きましては、減額となっておりますが、平成 30 年度よりスタートいたしました国保の県単位化に伴い、今まで各市町村単位で行ってございました事務を県域で統一して実施することにより、事務の共同化・標準化を図ったことによるためゼロ円となっております。

以上、議第 1 号 平成 31 年度国民健康保険事業特別会計予算案についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。只今の報告を受けて何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(委員)

保険給付費等交付金の特別交付金の平成 31 年度予算について、30 年度と比べると、大きく増加しているようだが、これはなぜですか。

(事務局)

まず保険給付費等交付金の特別交付金とは、特定健診などの事業実績に基づき、いただける交付金であります。県単位化により設立された国保連合会内の国保事務支援センターにて共同事務を行った事業についても、国から交付されます。増額要因といたしましては、国保システムの改修費用に伴う増であります。

(委員)

県の単位化に伴い、事務が軽減されたとの説明があったが、軽減された事務内容を教えてください。

(事務局)

ジェネリック医薬品の差額通知や医療費通知の発送事務でございます。

(委員)

現在の国民健康保険における特定健診の受診対象者数を教えてください。

(事務局)

特定健診の受診対象者数は、平成 29 年度では 11,707 人、平成 30 年度では 12,564 人でございます。

(委員)

国民健康保険事業費納付金をまかなう国民健康保険税が 4 億ほど足りていないが、これを一般会計からの繰入によって補填しているようだが、これで国保財政は安定と言えるのでしょうか。

(事務局)

国民健康保険事業費納付金は被保険者の方からの保険税と国や県などの制度による公費により県へ納付しております。そのうち国や県からの補助金はいったん一般会計に入り、その後、一般会計繰入金として国民健康保険会計へ計上するという制度的な流れがあり、これらと国民健康保険税でしっかりと納付金は賄えております。この数年間につきまして国保会計は黒字決算をさせていただいておりますので、国保財政は安定していると認識しております。

(会長)

ほかに、ご意見、質問はございませんか。ないようですので、「平成31年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算案」を承認してよろしいですか。「異議なし」とのことですので、「平成31年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算案」を承認いたします。それでは次の議題として「国民健康保険税条例の一部改正について」市長より諮問を受けましたので、議題といたします。事務局より説明願います。

(事務局)

はい、会長。お手元の資料の14ページをご覧ください。平成30年12月21日に「平成31年度税制改正の大綱」が閣議決定され、その中に、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、「軽減措置の拡充」が盛り込まれました。平成30年度に引き続き同様の改正となります。軽減措置とは、前年度中の世帯所得が一定の金額つまり軽減判定所得に満たない世帯に対して、保険税のうち均等割額(1人当たりに課税される額)と平等割額(1世帯当たりに課税される額)を軽減する制度のことです。軽減措置の改正案といたしまして、5割軽減につきましては、国保加入者数に乗すべき金額を27万5千円から28万円に、2割軽減につきましては、50万円から51万円にそれぞれ引き上げとなっております。

改正による影響といたしまして、5割軽減世帯は1635世帯から1674世帯に39世帯の増加、軽減額は6042万9125円から6187万750円に144万1625円の増額となり、2割軽減世帯は1186世帯から1185世帯に1世帯の減少、軽減額は1719万3100円から1717万4600円に1万8500円の減額となり、5割軽減・2割軽減を合わせまして、38世帯、142万3125円の増額となります。軽減対象世帯のおおよその目安を例示させていただきました。1人世帯の場合、5割軽減の基準額が60万5千円以下から61万円以下に、2割軽減の基準額が83万円以下から84万円以下となり、2人世帯の場合、5割軽減の基準額が88万円以下から89万円以下に、2割軽減の基準額が133万円以下から135万円以下となります。来月、3月末に国より地方税法施行令が改正されます。それを受け本市の国民健康保険税条例を一部改正し直近の議会において報告予定であります。

以上「国民健康保険税条例の一部改正について」の説明を終わります。会長、以上です。

(会長)

それでは、只今の事務局からの説明に対しご質問、ご意見はございませんか。

(会長)

軽減対象になっている世帯の収納率と、軽減対象になっていない世帯の収納率とは差があるのでしょうか。

(事務局)

現時点では、分析できておりませんが、今年度の決算が出次第、研究、分析させていただきます。次回の運営協議会にて報告させていただきます。

(会長)

ほかに、ご意見、質問はございませんか。ないようですので、「国民健康保険税条例の一部

改正について」を承認してよろしいですか。「異議なし」とのことですので、「国民健康保険税条例の一部改正について」を承認いたします。

(会長)

本日の議題は終了いたしました。他にご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

平成 31 年度から特定健診の自己負担金をゼロ円にされるとのことですが、それともなっ
て見込まれる、受診率と受診者数の伸びはどれくらいと予想されているのか教えてください。

(事務局)

事務局といたしましては、受診率では 2 年間で 6 % 増の 30%、受診者数では 3,600 人を目
標に取り組んで参りたいと考えております。

(会長)

ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。ないようですので、本日の協議会はこれをも
って、閉会いたします。委員の皆様には慎重にご審議賜り厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

閉会